

## 2017年度 未連絡組合員名簿の公告

2018年2月20日  
姫路医療生活協同組合  
代表理事 荻野俊夫

定款9条、10条の定めにより、組合員登録の住所変更等が行われず、連絡がとれなくなっている組合員の調査を行っています。3年間連続して連絡がとれない組合員は、脱退の予告があったものとみなし、当該事業年度の終わりにおいて脱退手続きをさせていただくことになります。

2018年1月の残高通知の郵送を含め過去3回連続で連絡がとれなかった組合員は、134人です。対象となっている組合員の名簿は、下記のとおり閲覧することができます。心当たりのある方は名簿をご確認いただき、お名前が掲載されていた場合は組合員情報の変更届をご提出ください。届出用紙は閲覧場所の事業所に置いています。(届出済みの場合も、名簿作成のタイミングによりお名前が掲載されている場合がありますが、ご了承ください。)

この公告によってもご連絡がつかなかった組合員の方は、今年度末(2018年3月31日)をもってみなし脱退とさせていただきます。但し、みなし脱退手続きがなされた後であっても、ご本人から届け出があれば、組合員復活手続きができます。

なお、組合員のみなさまにおかれましては、住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに組合に届け出をお願い申し上げます。

### 記

閲覧期間 2018年2月20日～2018年3月20日

閲覧に供するもの

「2017年度 未連絡組合員名簿」  
(3年連続で連絡がとれないため2017年度末でみなし脱退となる方)

閲覧場所 生協本部事務所  
共立病院  
ヘルスコープあぼし診療所  
共立歯科

\*この公告に関するお問合せ先  
生協本部 組合員サービス部  
TEL079-285-3399